

三重県建設工事執行規則の施行に 関し必要な書類の様式を定める要綱

三重県建設工事執行規則(昭和39年三重県規則第16号)の施行に関し、必要な書類の様式は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- | | | |
|--------|--|---------------------|
| (1) | 建設工事請負契約書 | 〔第1号様式〕 |
| (1-1) | 建設工事請負変更契約書 | 〔第1号様式の1〕 |
| (1-2) | 建設工事請負契約書の条項 | 〔第1号様式の2〕 |
| (1-3) | 建設工事請負契約書・別紙・差替条項【特定住宅建設瑕疵担保責任の対象工事に該当する場合用】 | 〔第1号様式の3〕 |
| (2) | 設計業務等委託契約書 | 〔第2号様式〕 |
| (2-1) | 設計業務等委託変更契約書 | 〔第2号様式の1〕 |
| (2-2) | 設計業務等委託契約書の条項 | 〔第2号様式の2〕 |
| (2-3) | 維持業務委託契約書 | 〔第2号様式の3〕 |
| (2-4) | 維持業務委託変更契約書 | 〔第2号様式の4〕 |
| (2-5) | 維持業務委託契約書の条項(単価契約用) | 〔第2号様式の5〕 |
| (2-6) | 維持業務委託契約書の条項 | 〔第2号様式の6〕 |
| (2-7) | 維持業務委託契約書の条項 | 〔第2号様式の7〕 |
| (2-8) | 維持業務委託契約書の条項 | 〔第2号様式の8〕 |
| (3) | | 〔第3号様式〕(様式削除) |
| (4) | | 〔第4号様式〕(様式削除) |
| (5) | | 〔第5号様式〕(様式削除) |
| (6) | 工程表 | 〔第6号様式〕 |
| (6-1) | 工程表 | 〔第6号様式の1〕 |
| (6-2) | 実施計画表 | 〔第6号様式の2(その1)(その2)〕 |
| (7) | 工事譲渡・承継承諾申出書 | 〔第7号様式〕 |
| (8) | 工事譲渡・承継承諾通知書 | 〔第8号様式〕 |
| (9) | 部分下請負通知書 | 〔第9号様式〕 |
| (10) | 監督員選任(変更)通知書 | 〔第10号様式〕 |
| (11) | 現場代理人等選任(変更)通知書 | 〔第11号様式〕 |
| (12) | 管理技術者・照査技術者選任(変更)通知書 | 〔第12号様式〕 |
| (13) | 工事施工一時中止(再開)通知書 | 〔第13号様式〕 |
| (14) | 工事施工一時中止(再開)承諾書 | 〔第14号様式〕 |
| (15) | 工期延長願 | 〔第15号様式〕 |
| (16) | 工事延長通知書 | 〔第16号様式〕 |
| (17) | 不可抗力による損害通知書 | 〔第17号様式〕 |
| (18) | 損害調査結果通知書 | 〔第18号様式〕 |
| (19) | 工事完成報告書 | 〔第19号様式〕 |
| (20) | 委託業務完成認定書 | 〔第20号様式〕 |
| (21) | 委託業務補正命令書 | 〔第21号様式〕 |
| (22) | 委託業務完成報告書 | 〔第22号様式〕 |
| (22-2) | 維持業務実績報告書 | 〔第22号様式の2〕 |

(22-3) ()維持業務完了届	〔第22号様式の3〕
(22-4) 道路等除草業務実施報告書	〔第22号様式の4〕
(22-5) 道路等除草業務実施報告内訳表	〔第22号様式の5〕
(23) 委託業務補正完了報告書	〔第23号様式〕
(24) 工事目的物引渡書	〔第24号様式〕
(25) 請負代金(部分金支払)請求書	〔第25号様式〕
(26) 前金支払請求書	〔第26号様式〕
(28) 指定部分完成報告書	〔第28号様式〕
(29) 指定部分引渡書	〔第29号様式〕
(30) 請負代金代理受領承諾願	〔第30号様式〕
(31) 請負代金代理受領委任状	〔第31号様式〕
(32) 代替履行請求書兼債権譲渡承諾書	〔第32号様式〕
(32-2) 代替履行業者選定報告書兼債権譲渡承諾依頼書	〔第32号様式の2〕
(32-3) 代替履行業者選定承認書兼債権譲渡承諾書	〔第32号様式の3〕
(33) 代替履行承諾書	〔第33号様式〕
(34) 代替履行請求通知書兼債権譲渡承諾通知書	〔第34号様式〕
(35) 請負契約解除通知書	〔第35号様式〕
(36) 協議書	〔第36号様式〕
(36-2) 同意書	〔第36号様式の2〕
(37) 通知書	〔第37号様式〕
(38) ()維持業務指示書	〔第38号様式〕
(39) 中間前払金認定請求書	〔第39号様式〕
(40) 中間前払金認定調書	〔第40号様式〕
(41) 是正等の措置請求書	〔第41号様式〕
(41-2) 是正等の措置結果書	〔第41号様式2〕

附 則

- この要綱は、昭和56年6月1日から施行する。
- 第一号様式別添条項第21条第3項、第6項及び第7項並びに第25条第4項の規定は、昭和56年4月1日から適用するものとする。
ただし、この要綱施行の前日までに工期が到来しているものについては、この限りではない。

附 則

この要綱は、平成2年6月6日から施行する。
ただし、この要綱施行の前日までに工期が到来しているものについては、この限りではない。

附 則

この要綱は、平成2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

- 附 則
この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成11年8月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成13年11月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成14年6月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成14年7月22日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成14年8月20日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成18年2月22日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成21年6月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成21年12月15日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成22年10月1日から施行する。